

子どもの成長を支える社会教育の役割  
—地域の教育力向上のために—

(報 告)

平成 22 年 7 月 29 日

第 31 期静岡県社会教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 地域の現状	3
1. 地域とは	3
2. 子どもの現状	3
3. 家庭の現状	6
4. 地域社会の現状	8
5. 地域組織の現状	8
第2章 国及び県の行ってきた施策	10
1. 近年の国の施策の動向と県の対応	10
2. 静岡県の施策の動向について	11
(1) 県の具体的施策とその目的	
(2) 成果と課題～社会教育遺産（社会教育資産）として期待される事業～	
(3) 今後の社会教育行政の方向	
第3章 静岡県において考えられる新たな取り組みについて	16
1. 新たな取り組みを始めるにあたって	16
2. 地域の分析	16
(1) 地域住民等の連携	
(2) 地域の教育に対する関心	
(3) 行政のかかわり	
3. 各地域の取り組む方向性	18
(1) Aの地域	
(2) Bの地域	
(3) Cの地域	
(4) Dの地域	
4. 取り組みを続けること	21
おわりに	22
第31期静岡県社会教育委員	23
第31期静岡県社会教育委員会審議経過の概要	24
ワーキンググループでの検討内容	25

## はじめに

第31期静岡県社会教育委員会では、審議題「子どもの成長を支える社会教育の役割―地域の教育力向上のために―」に基づき、隔月開かれる委員会において、国内・静岡県内で行われている実践事例や国及び県の施策を考察し、また他県の社会教育委員会での同様の議論を検討するなどして、地域における青少年教育の在り方を検討してきた。

これらの議論を報告書にまとめるにあたっては、審議の柱（ビジョン）を「地域においてさまざまな学習機会・体験機会を提供し、人としての成長や自分らしさ、人としての誇りを育む」とし、地域社会等の現状を整理・分析した上で、県・市町のそれぞれの行政部局、社会教育委員、さらには関係者等の課題を明らかにすることとした。ただし、報告書の読み手は、行政及び社会教育関係者にとどまらず、広く一般県民の方も想定し、報告書を作成した。

まず、第1章での現状分析にあたっては、本委員会で想定する「地域」の定義を明確にしたうえで論ずることとした。なお、今回の委員会の議論の中では、地域の現状がそれぞれに違い、それらをひとくくりにはできないという認識で一致している。

第2章では、国の施策の動向とそれに対する県の対応や、静岡県のこれまでの施策を検証し、その中で、今後も重要と考えられる資源や活動等については「社会教育遺産（社会教育資産）」としての位置づけを試みた。また、今後の県及び市町社会教育行政の在り方についての検討も行った。

第3章においては、「地域においてさまざまな学習機会・体験機会を提供し、人としての成長や自分らしさ、人としての誇りを育む」にあたっての課題と提言をまとめたが、その際には地域を4つのタイプに分類し、それぞれの現状に応じた取り組みの方向性を示すこととした。その際、ある特定の内容や方法を提示することは避けた。具体的な方法は、各地域の実情に基づいて決定されることが望ましいし、何よりも、社会教育は、その自由度が最大の特徴となる教育活動だからである。地域による学習機会・体験機会の提供では、学校教育におけるそれとは違い、息の抜けるような自由さ、気楽さも重要な要素である。また、子どもの忙しさや地域社会と個人の関わり方の度合いを考慮することも実際には重要であろう。

とにかく、我々大人が子どもの成長を支えようとする、指導的な立場に立って何かをしなければならぬ感覚に陥るが、実際に子どもたちの様子を見聞きすると、逆に大人が教えられ成長の糧をもらうことが実に多い。また、例えば、花が

植えられたりゴミが落ちていなかったりするような環境美化が進み、人々が住みやすいまちをつくることだけでも、そのまちに精神的なくつろぎの空間が生まれ、それがひいては子どもの成長を支えることにもなる。このように、地域の教育力とは、意識的・無意識的に行われる大人と子どもの双方向のやり取りの中で蓄積されるのが望ましいであろう。

なお、報告書の最後には「事例集」を付し、実践の参考となるようにした。

## 第1章 地域の現状

### 1 地域とは

本委員会では「地域」を次のように定義する。

「地域」とは、それぞれ固有の歴史や文化、産業、自然を持ち、さまざまな人々がともに暮らす、身近な生活の場である。

地域の機能としては、住民同士の人間関係を育むとともに、防災・防犯活動、高齢者・障害者の生活支援、行事や祭りなどによる一体感の醸成などが重要とされている。子どもを育てる上での役割としては、「社会のルールを守ることを教える」「自然環境を大切に作る気持ちを育てる」「人を思いやる気持ちを育てる」「歴史文化を重んじる気持ちを育てる」「異なった考えや異文化等を尊重する気持ちを育てる」ことなどがあげられる。

こうした役割＝地域の教育力を担う地域内の組織として、保育所・幼稚園、小学校、中学校、PTA、自治会・町内会、子ども会、老人クラブ、婦人会、スポーツ少年団といった各種団体・組織が存在し、公民館・図書館などの社会教育施設があり、企業も地域において重要な存在である。また、近年はNPOやボランティアなどによる市民活動が活発に行われるようになっている。

ただ、各地域は人口規模や産業、生活・文化、地域間の結び付きなどに違いがある。各地域の抱える課題や住民の意識もそれぞれ違うため、地域の現状としてひとくくりにすることは難しい。本報告では、国内、県内どこの地域にも共通すると考えられる状況を見ていきたい。

### 2 子どもの現状

本委員会では、審議題に対して「地域においてさまざまな学習機会・体験機会を提供し、人としての成長や自分らしさ、人としての誇りを育む」ことを柱とした。日本の子どもたちは他国の子どもたちに比べ、自尊感情の低いことが指摘されて久しい。少子化の進行で、子どもに対する親の期待や関心が大きく、その期待に応えられないことへの不安や、他者に考え方を理解されないことからくる孤独感などが自己肯定感を弱いものになっている姿が浮かんでくる。まず、子どもたちの抱える問題から見ていく。

#### ・中学生の半数以上が「自分のことを好きではない」

東京都教育委員会は2008年に、都内の小学生4,030人、中学生2,855人、高校生

5,855人を対象に、自尊感情や自己肯定感をテーマに意識調査を行った。当時、自治体レベルで自尊感情をテーマとした大規模な調査が行われたのは初めてという。

調査結果によると、中学生では「自分のことが好きだ」との問いに、「そう思わない」「どちらかというと思わない」割合が、中1=57%、中2=61%、中3=52%に上り、全学年で否定的な回答が「自分が好き」と答えた割合を上回った。高校生でも否定的な考えが目立ち、高1=56%、高2=53%、高3=47%だった。小学生でも、小1でこそ84%が肯定的な回答をしたが、学年が上がるにつれてその割合は低下し、小6では59%となっている。

「自分を好きではない」という感情はどこから来るのか。「子どもたちは、いつも何かを押し付けられ、結果だけで評価されるため、『自分はこの世でたった一人のかけがえのない人間』と、多くの子どもは考えたこともない」という識者の指摘もある。

#### ・高止まり状態の不登校、集団不応

最近の傾向として、不登校や集団不応の生徒数は高止まりの状態にある。学業の不振や友達・教師との関係、部活動のストレス、学校内で起こるトラブルなどがきっかけになっていると考えられている。

不登校の子どもたちは「心の病気になって登校できなくなる子」と「心の病気になる前に自己防衛として登校しない子」に大別できる。後者は、適切な環境さえ整えれば、自分の道を見つけ、前向きに進んでいくが、前者は治療に時間を要し、ひきこもりになるなど、社会への適応が難しくなっていく。こうした子どもたちは幼いころから、大人たちの期待を敏感に感じながら無理を重ねて「良い子」として育てられることが多い。

外国籍の子どもの場合は、いつまで日本にいられるか分からないという事情もあり、勉強をがんばっても無駄になると考えざるを得ない状況の中で、不登校になる場合がある。また、家族、友達、異性、進路、自身のアイデンティティーの問題などで、相談する相手もなく、ずっと一人で悩んでいる子もいる。

#### ・コミュニケーションの苦手な子どもたち

また、最近の子どもたちは対人関係やコミュニケーションが上手にとれない。コミュニケーションは他者の存在や互いの考え方の違いを尊重しあうことから始まる。子どもたちは異質なものを、意見の違うものを排除する傾向が強く、逆に自分が排除されないように多数派に身を置く。日本の子どもたちの人間関係は同じであろうとする「同調圧力」が強いといわれる。それがいじめにつながる。

対面してのコミュニケーションが苦手になる原因のひとつに、携帯電話やネット社会の進展が考えられる。生まれながらデジタル世代の今の子どもたちは、携

携帯電話やインターネットを生活の一部として使いこなしている。ベネッセ教育研究開発センターの2008年の調査によれば、携帯電話の所有率は、小学生で30.6%、中学生で47.8%、高校生で92.3%。性別にみると女子が男子より所有率が高い。

「メールが来たらずぐ返事を出す」のは中学生71.3%、高校生62.3%とかなり高くなっている。メールの交換でつながっているという安心感を持つ反面、すぐにメールを返信しないと仲間はずれにされるのではないかという恐怖心からトイレでも手放せない、と強いストレスを感じている子もいる。

また、日記感覚で文章を書き込むブログや、簡単な自己紹介ページであるプロフィールへの関わりを通じて、互いの生活をことを細かく把握しており、「ネットの中にムラ社会が出現している」といわれる現状がある。「学校裏サイト」と呼ばれるように、ネット上に誹謗・中傷や、暴力を誘発するような書き込みがされ、友達関係が悪化することも少なくない。一步間違うと、犯罪に巻き込まれる危険を常に抱えている。

携帯電話やネットに依存する傾向の強い子どもたちは、喧嘩をした時も、直接会って謝ることが出来ず、メールで済ませることが多いという。さらに絵文字も自分の気持ちを伝えるのに欠かせないと思っている子どもが多く、携帯電話でコミュニケーションを取る現代の子どもの特徴の一端が伺える。

#### ・「がまん強さ」や「たくましさ」に欠け、体力・運動能力も低下

子どもたちの「がまん強さ」、「たくましさ」や「孤独に耐える力」が弱くなっている。「いつでもどこでも」つながるインターネットの普及により、昔ならば本を読んだりしてじっと耐えるしかなかった思春期の辛さや孤独感を簡単に紛らわすことが可能になり、絶え間なく外界との接触を求めるうちに歯止めがきかなくなり、一種の飢餓状態に陥っている。

子どもたちの一日の生活は、学校と家庭と塾を往復して過ごすことが多い。地域社会や地域の自然環境のなかで自由に友達と遊び、自分のやりたいことを体験することがほとんどない。幼児期から塾やスポーツ教室に通う子どもも多く、地域の中で、友達と過ごすことが少なくなっている。遊び場も家の中や家の庭が圧倒的に多いのも、子どもの安全を意識する親の意向やテレビゲームの流行など社会的な要因が大きい。

大人の生活環境の変化は、子どもの起床・就寝時刻、睡眠時間などの基本的な生活習慣、食習慣、運動習慣、遊び環境などに影響を及ぼしている。文部科学省の「2006体力・運動能力調査」では、20年前に比べ体格は向上しているが、体力・運動能力は低下したとの結果が出ている。運動する子・しない子による体力の格差拡大や運動量の減少からくる基本的な身体の動きが未発達な子どもも目立っている。食事の偏りなどから、肥満と痩せ、顔面・手首のケガ、アレルギーなど体調の変化も起きている。

### ・現代の子どもたちのよいところ

一方、近年の子どもたちには良いところも多く見られる。素直、真面目で人の話を良く聞くことができ、聞いたことや教えられたことがすぐ実行できる。学校などでは、集団として統率がとりやすい。また、挨拶もしっかりでき、所属している学校をよくしようとする気持ちも持っている。学校生活での体育祭や合唱コンクール、部活動、地域活動や習い事などで達成感を感じている子どもたちも多い。

校内外の合唱コンクールや卒業式で最近よく歌われる曲は、「自分に自信を持って強く生きよう」というメッセージ性の強いものや、命を大切にしようと呼ぶものが多い。自尊感情の低い子どもたちへの大人・社会からの応援は徐々に広がりを見せており、子どもたちにも勇気を与えている。

今の子どもたちは傷つきやすさの裏返しとして優しさや感性の鋭さなど良い面を持っている。勉強は苦手でも、運動や芸術面で能力の高い子どももいれば、地域でしっかりあいさつの出来る子どももいる。また、新しいファッションや流行を生み出す力も持っている。子ども一人ひとりがいろいろな面から、自己評価できるように、地域、学校、家庭で、その子の自然なあり方を親や周囲の大人たちが理解し受容することが大切だと感じる。

ゆとり教育は子どもたちの「生きる力」を育てようというものだった。新学習指導要領では、再び学力重視が打ち出され、授業時間も増えた。それだけでなく今の子どもは忙しい。部活、学習塾とさらに忙しくなるだろう。大人たちが子どものためと思って、休日などに「地域活動」に強制的に参加させることはマイナス面も出てくる。

ちなみに静岡県教育委員会の平成22年度基本方針に、「自尊感情やコミュニケーション能力を高め、自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するとともに、外国人児童生徒への指導・支援の充実に向けた取組を推進する」（教育政策課）とある。県教育委員会一体となって、成果を挙げることを期待したい。

## 3 家庭の現状

近年、男女の働き方や家庭生活へのかかわりについての意識は大きく変わってきている。2007年5月に発表された内閣府の男女共同参画会議の「仕事と生活の調和に関する専門委員会」中間報告によると、共働きの世帯数が片働き世帯数を上回るとともに、「女性は子どもができて働き続けたほうがよい」と考える人の割合が高くなっている。一方、2008年7月に実施された国立社会保障・人口問題研究所の「全国家庭動向調査」では、これまでの傾向から一転して「妻は専業主婦業に専念すべきだ」と考える女性の割合が増加した。また、「母親は育児に専念した方がよい」とする割合も増加している。こうした意識の変化に対して、



専門家からは、「非正規労働が増えたことや正社員でも長時間労働で女性が疲弊しているからではないか」と指摘する声が出ている。しかし、給与所得が低く抑えられている今日の若い夫婦は、共働きしないと生活は苦しいのが現実で、働く女性が減少していくとは考えにくい。

家庭の役割としては、喜びや苦勞を分かち合い、生活面で協力し助け合うことを基本とし、子どもに対しては、基本的な生活習慣や礼儀を身に付けさせ、我慢する気持ちを育てるなどがある。

生活面の協力として、これまでの父親に比べ、今の子育て期の男性は、育児にかかわりたいとは思っているが、現実的には、長時間労働で帰宅は深夜といった状況にある。いきおい家庭での女性の負担が大きく、子育て支援策の貧困もあり、少子化が進む要因にもなっている。

また、生む子どもの数も少ないため、親は甘やかし過ぎたり、過度の期待感を子どもに押し付けるなどの傾向が強い。仕事に忙しい父親や仕事と子育てに追われる母親は地域社会にかかわることもできず、地域社会とのつながりが希薄になる。核家族における母親の就労が多くなるにつけて放課後の子ども（幼児・学童期）の生活も変化してきている。家庭に変わる生活の場として、「保育所」や「放課後児童クラブ」などの位置づけが大きくなっている。

こうした状況の中で「仕事と生活の調和」を推進する動きが出てきたのは、時代の当然の要請といえよう。静岡県も、家族や地域の人との触れ合いやコミュニケーションを深め、子どもの社会性を育むことを目的に「静岡県家庭の日」を設けている。毎月第3日曜日を「家族ふれあいサンデー」、第3日曜日から始まる1週間を「家族ふれあいウィーク」としている。しかし、静岡県教育委員会の2009年度「県の教育施策に関する意識アンケート」では、「静岡県家庭の日」を知っているのは、残念なことにはわずか14.4%で、県民に周知していない。

格差社会は家庭の教育にも影を落としている。就学援助を受ける子どもの数は、文部科学省の調査では1997年度は全体の6.6%だったが、2007年度には13.7%と急増している。

静岡県では就労による外国人登録者数の増加に伴い、外国人子女の就学も増えている。保護者が安定した仕事に就いていない家庭も多く、地域とのつながりも希薄である。そのような家庭の子どもは基本的な生活習慣を身に付けることも十分でなく、学校での学習も定着が困難な子どもが多く見られる。

概して外国籍の家庭は家族の結びつきが強いといわれるが、日本で育ち、日本で教育を受けた子どもたちのいる家庭では、親子間で言葉の問題や文化、習慣の違いなどが原因で関係が希薄になっている家庭が少なくない。

日本では戦後、皆が貧しくても地域で助け合っていく共助の精神があった。格差社会の現在は、近所のことに無関心で、全て自己責任という考え方が強い。外国人の子どもや家庭も含めて、地域で育てていくという「温かいきずな」が欲し

い。現在多発している児童虐待事件も、地域との日常的なつながりがあれば、少しは防ぐことが出来るかもしれない。地域と行政の公的な支援及び施策も必要になる。

#### 4 地域社会の現状

核家族化の進行や、都市化、情報化、国際化の発展に伴い地域社会の連帯感が希薄になってきていると指摘されている。

文部科学省の2006年の「地域の教育力に関する実態調査」では、保護者自身の子ども時代と比べ、「地域の教育力」が「低下している」と回答したのは55.6%と過半数を超えている。「変わらない」は5.2%、「向上している」は15.1%にとどまっている。都市規模別では、「低下している」は「大都市」「中都市」と比べ「町村」で低く、「町村」では子どもを育てる上で地域への期待が大きいことの伺える結果となっている。

「県の教育施策に関する意識アンケート」では、地域活動への参加について、「地域の清掃活動や防災活動に参加した」が52.1%で一番多く、「地域の祭典に参加」47.6%、「地区や隣組・自治会などの会合に出席」39.8%と高い比率になっているが、「子ども会活動や交通安全指導など地域の青少年のための活動に参加した」が12.8%、「地域の青少年の体験活動や交流活動に指導員として参加した」は2.3%と低く、自治会やPTAの役員が回ってきたので仕方なく参加している姿が浮かぶ。

同アンケートでは「ボランティア活動に参加」は14.0%で、活動の内容については「社会福祉に関する活動」が35.6%と最も多く、「体育・スポーツ・文化活動」24.7%、「公共施設での活動」21.8%、「自然・環境保護に関する活動」と「募金活動・チャリティバザー」が21.3%と続く。「学校支援に関する活動」が18.8%あったのは興味深い。

また、「地域の青少年にあいさつする、ほめる、叱るなどの声掛けをしているか」の設問に「している」「することが多い」をあわせると62%で、主体的に地域に関わっていこうとする姿勢が、少しではあるが広がりを見せているといえよう。これは、平成12年度より続けている「地域の青少年声掛け運動」の成果ともいえる。

#### 5 地域組織の現状

全国的にみて地域組織の活動は低調になってきている。子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト、婦人会、老人クラブも年々加入者が減少傾向にある。

PTAは役員のなり手不足などから、解散するところや見直し論が出ているが、

県内ではP T A役員は、年度初めはしぶしぶ参加という場合が多いが、年度末には楽しかった、やってよかったといって終わる例が多いという。子どものため、学校のためと思っての行動が自己研鑽になっている。最近ではP T AのOBなどがその経験や人脈を生かし、学校サポート組織を作る例も出てきている。

スポーツ少年団は、スポーツによって子どもたちが、多くの人に育てられるコミュニティを目指しているが、地域コミュニティが壊れかけている現状の中で、存在理由を求められている。子どもたちに運動や異年齢との遊びの楽しさを知ってもらい、食生活と睡眠を中心としたライフスタイルの改善に取り組むことはもちろんとして、子どもの体力づくりに対する大人の意識向上や指導者の育成が急務となっている。また、団員の保護者に限らず、地域のスポーツや青少年に理解のある成人らが、団の組織作りや運営、活動の仕方、財政面などの支援活動を行うスポーツ少年団育成母集団の強化も課題となっている。

また、地域活動やレクリエーション活動を進める県内の老人クラブも加入者がなかなか増えず、高齢化も進み、危機感を募らせている。高齢者は確実に増えているが、生活も変化しさまざまな問題を抱えている。内閣府が2009年12月に発表した「高齢者の生活実態に関する調査」では、「会話の乏しい高齢者」が独り暮らしの男性では41%、女性でも32%を占めている。孤独感を募らせているとともに、万が一の時の連絡も十分に出来ない問題も秘めている。老人クラブは、地域の中でも重要な位置を占める。例えば、子ども会との連携で、お年寄り子どもたちとの接触の機会を増やすなど、さまざまな世代間でお互いに支援できる方法を模索することも必要だろう。子ども、大人、高齢者が互いに育ち合う仕組みを地域で考えたい。

一方、国・県の関係事業として、放課後こども教室、通学合宿、学校支援地域本部、地域コーディネーター養成など新たな社会教育行政が展開されている。また、民間においても、子ども居場所づくりとしてのフリースクールやボランティア活動、親同士が助け合う子育て支援のサークルなどの活動が活発になってきている。

子どもたちが地域内で人間関係や社会規範を身に付け、家族や地域、人の絆を強めていくために、各団体間のネットワーク形成や各種相談や情報の提供など行政の役割も重要となる。これからの時代はSNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）などIT技術を活用して、地域の絆を強くする動きも出てくると思われる。

既存の各団体と特定の目的のために設立されたN P Oなどの両方の良さを活用したり、子どもの遊びに大学生や高校生に積極的に関わってもらったりすることも地域の教育力を高めるために必要だろう。

## 第2章 国及び県の行ってきた施策

### 1 近年の国の施策の動向と県の対応

近年の国レベルにおける社会教育行政の状況については、きわめて困難な状況にあるという表現につきではないかと考えられる。本報告で取り上げる事例のように、地域において、さまざまな努力に支えられた活動は存在するものの、行政としてそれを支える・そのための条件整備を進めるということに関しては、時の経過とともに弱体化してきていると見ることができよう。

この間の国の動きで本県の施策に関連したことについていくつか言及してみよう。派遣社会教育主事に関する国庫補助が平成10年に廃止（地方交付税化）され、本県では独自に「社会教育専門員」という職名の（しかし社会教育主事のような専門的な資格はない）職員を配置することになったが、それ自体も廃止されようになってきた。社会教育法の改正で公民館運営審議会の必置規制が廃止されたことに伴い、公民館運営に住民の意見の反映方法に変化が生じるようになってきているが、そのことについての県社会教育行政の対応は特段見られないと思われる。さらに、平成20年の社会教育法改正では、社会教育委員の設置に関してその必要性を減じる方向への改正（社会教育関係団体への補助金支出に関して）がなされたが、それへの対応に関してもおそらく「安易な」方向へと動いていくのであろう。

これらは、いわば仕組みに関する施策であるが、規制緩和・地方分権の方向への改革であったが、自律的に施策を展開する力が県や市町村にあるかが問われているということなのである。

具体的なプログラムに関しては、この間、社会教育とは言っても、おとなを対象とした施策は後退し、子どもを対象とした、また学校を強く意識したプログラムに関する事業が目につく。家庭教育・家庭教育支援については社会教育法や教育基本法の改正による目玉施策と位置付けし、「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」という施策も、国レベルでは重要な施策として文部科学省の『我が国の社会教育行政』（平成21年）というパンフレットに、この2事業のみが「社会教育を巡る新しい動き」と紹介されている。

国レベルの社会教育政策の衰退ともいえる状況を反映してか、本県の社会教育行政も元気がないようにも見受けられる。次に見るようにさまざまな施策は展開されてはいるが、全体を統括できるような恒常的な専門的な判断ができる司令塔が不在であることも注意しなければならないのだろう。国レベルの施策をそのまま展開するというのではなく、社会教育行政の仕組みづくりにも留意しつつ、後掲の事例に示される工夫などを参考にしつつ、県の実状に即した施策の展開が検討されるべきであろう。

## 2 静岡県の施策の動向について

### (1) 県の具体的施策とその目的

近年、静岡県における地域の教育力向上のために取り組んできた施策で、主なものを取りあげることによって、県の社会教育行政が何を目指してきたのか、考察したい。

#### ① 「子どもを育む地域教育推進協議会（コンソーシアム）」

平成13年度以降、数年間にわたり取り組んだ施策に「子どもを育む地域教育推進協議会（コンソーシアム）」の設置促進がある。これは、すべての子どもを地域の子どものもととしてとらえ、地域が一体となって子どもを育てることができることを目指す施策であった。具体的には、家庭、学校、公民館、自治会、NPO等の各主体が連携・協力することのあり方を検討した。平成13年度より国の委託事業として行われ、平成13年度は23ヶ所、14年度は63ヶ所、15年度は80ヶ所の地域教育推進協議会が県内各地に設置された。なお、地域教育推進協議会の事務局は公民館、図書館等の社会教育施設を原則とする社会教育の枠組みの取り組みであり、社会教育にかかわる地域の関係団体のネットワーク化を図り、各団体で個別に実施していた事業の体系化することで成果をあげた。

その後、委託事業は終了し、地域教育推進協議会への助成も終了したが、小学校区ごと未設置地区への設置促進を図る目的で、「地域のコーディネーター養成事業」を開催している。この事業では、地域のコーディネーターを養成し、住民主導による地域の子どものはぐくむ体制作りを進めている。そして、地域のコーディネーター養成講座の実施により、修了生が「通学合宿」等の子どもをはぐくむ事業に取り組み、その成果として、類似地域教育推進協議会が増加している。

#### 平成21年度整備状況

		20年度実績		21年度実績	
小学校区数		527		523	
地域教育推進協議会 設置済み小学校区	本事業において設置された 小学校区数	143	444	145	459
	類似協議会のある小学校区数	301		314	
整備率		444/527= 84.2%		459/523= 87.7%	

#### ② 「地域における通学合宿推進事業」

平成18年度以降、学年の異なる小学生が地域の公民館や寺社など宿泊可能な施設を拠点として、家庭から離れ、共同生活をしながら登下校をする「地

域における通学合宿推進事業」に取り組んでいる。この事業は子どもたちが協力しながら自分たちの力で生活体験することで、親に甘えず自立し、お互いの立場を理解し、助け合う心をはぐくむことを目的としている。

また、子どもたちの主体的な活動を支援する立場で、地域の大人たちが協力することにより、大人同士の結びつきを強めるとともに、地域全体で子どもをはぐくむ意識を高めることも目指している。平成21年度には、県内134ヶ所で実施されている。

### ③「学校の生涯学習担当」の設置

平成13年度に学校と社会の連携を目的に「学校の生涯学習担当」が県内公立の小・中・高・特別支援学校すべてに設置され、校務分掌に位置づけられた。そして、学校の生涯学習担当は、学校教育の地域との連携推進、学社連携・融合の取り組み等、子どもの学習活動の支援等を含めて、社会の要望や意見に応じた役割を学校経営の中で位置づけるとともに、地域との連携に関する説明責任を果たす一翼を担うことが期待されたため、多くの学校では、教頭もしくは教務主任というもっとも多忙な教職員が「学校の生涯学習担当」となっている。そこで、「学校の生涯学習担当」は、「総合的な学習の時間」等の地域の教育力活用が期待される業務との結びつきが弱く、有効に機能しているとは言えない。

### ④「地域子ども教室」推進事業

地域子ども教室推進事業は、地域に子どもたちの居場所（活動拠点）を整備し、地域の大人の教育力を結集して、安全管理・活動指導員として配置し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援することを目的に平成16年度に国の委託事業としてスタートした。この事業は平成19年度から放課後子ども教室（国の補助事業）に受け継がれた。

年 度	運営委員会設置 市町数	放課後子ども教室実施数		対象市町数
		市町数	箇所数	
平成19年度実績	27 (7)	14 (1)	52 (1)	40市町
平成20年度実績	28 (9)	19 (2)	68 (3)	39市町
平成21年度実績	28 (9)	25 (3)	96 (8)	35市町

\*対象市町は、静岡市・浜松市の政令都市を除く。

(20年度:4月1日に川根町、11月1日に富士川町・由比町・大井川町、平成21年1月1日に岡部町が合併、21年度:3月23日に芝川町、3月24日に新居町が合併)

\*表中の( )内は市町単独実施数(内数)

## (2) 成果と課題～社会教育遺産（社会教育資産）として期待される事業～

現在、静岡県が取り組んでいる事業の中で、別冊の事例集にあるように、県内それぞれの地域で行われている実践事例は当然のこととして、次の時代に残したいものを「社会教育遺産（社会教育資産）」として取り上げてみたい。

### ① 学校支援地域本部事業の推進と学校の生涯学習担当の活用

平成20年より国の委託事業として取り組んでいる学校支援地域本部事業は、地域教育協議会、地域コーディネーター、学校ボランティアからなる学校支援地域本部をつくり、学校・地域・家庭が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としている。学校教育においては、地域の教育力を取り入れることによって、子どもたちの教育をより豊かなものとすることができ、子どもにとって多様な体験の機会が増え、コミュニケーション能力の向上が図ることができる。また、多くの大人が子どもたちを見守ることで、よりきめ細かな教育が可能となる。

教員にとっては、地域住民の協力を得ることで、多忙化の解消につながり、教育活動により一層力を注ぐことが可能になる。そして、地域住民にとっても、社会教育で学んだ成果を生かす場となり、地域全体の教育力の向上にもつながる等の多くの成果が期待できる事業である。

平成21年度、県内では17市町17本部（政令市を除く）で実施され、今後も拡大していく見通しである。地域の教育力向上の取り組みである子どもを育む地域教育推進協議会を継続し、学校支援地域本部と連携しているところ、また、静岡市のように「学校応援団プロジェクト」という名称で、小学校で実施しているなど、地域ごと特色のある取り組みが見られる。

この事業の大きな課題として、地域コーディネーターがいかにして学校側の要望を的確に把握し、適任の地域ボランティアを紹介できる環境を整備できるかがある。そこで、学校側の窓口として、「学校の生涯学習担当」の役割が期待されている。学校側の要望を熟知した「学校の生涯学習担当」と地域コーディネーターが風通しよく連携できることが地域の教育力向上のための重要なポイントと考える。また、学校支援地域本部事業の意義について、学校側に理解を促すための「学校の生涯学習担当」の研修の充実が期待される。

また、平成22年度末には地域コーディネーター及び学校が要望する地域ボランティアを探す際に便宜を図る人材バンク事業「ふじのくに学びの『宝箱』活用推進事業」が始まる予定である。学校支援地域本部事業推進のための環境整備として期待される。

学校教育と社会教育の連携の要といえる学校支援地域本部事業の推進力は学校側の地域の教育力を取り込もうとする姿勢にある。県教育委員会として

は、市町教育委員会だけでなく、小中学校の管理職への強い働きかけが期待される。

## ② 「放課後子ども教室」の推進

子どもたちの安心、安全な放課後の居場所作りは、「地域子ども教室」から「放課後子ども教室」へ受け継がれ、放課後児童クラブとの連携も模索されている。子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の大人の参画を得て、スポーツ、文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動、学習機会を提供していく土台となって欲しい。

そのために、総合的な放課後対策を検討する場として、市町に運営委員会の設置を勧め、県内外の実施状況等の情報提供をすることで地域のニーズと実情を踏まえた放課後対策の検討を推進することが重要である。

## ③ 県と市町の連携について

県教育委員会としては、学校支援地域本部事業・放課後子ども教室等の事業を全市町で実施することを目標にし、市町の関係課への説明と依頼に精力的に取り組んでいるが、いくつかの市町では、事業の趣旨は理解できるが、地域の事情から実施を逡巡している現実がある。そこで、県の教育委員会として市町の関係課に本事業の意義の理解と普及につとめるとともに、委託事業終了後も継続できる枠組みを提示することが重要である。

その他の実情として、派遣社会教育主事制度の廃止、社会教育関係の予算削減等の社会教育を取り巻く環境が低下してきていることも見過ごせない。そこで、地域の教育力向上のために、社会教育の必要性及び重要性についてアピールすることが大切である。

今後も継続を期待したい県の事業として、市町社会教育関係職員が社会教育主事資格を取得するための国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが開催する社会教育主事講習の静岡会場設置がある。市町の社会教育の推進及び支援のためには、社会教育の専門職である社会教育主事の有資格者を増やしていくことはきわめて重要である。市町の財政が年々厳しくなる状況を考慮すると、県として社会教育主事養成事業の継続は地域の教育力向上を下支えする施策である。

## (3) 今後の社会教育行政の方向

地域の教育力向上のための取り組みは市町で行われている。現在、県の社会教育委員と市町の社会教育委員との交流がないため、県の社会教育委員会で話し合われた内容が市町に伝わりにくいし、市町での取り組んでいる内容及び課



題等も県の社会教育委員会に情報が入ってこない現状がある。さらに、静岡市及び浜松市は政令市となり独自に行政を進めているため、県・政令市・市町社会教育委員の活動が連携できない状況にあることも社会教育全体の力が低下している一因と考えられるため、改善の方策が必要である。また、市町社会教育委員会には連絡協議会があり情報交換の場があるが、県社会教育委員会にはない。そこで、社会教育委員会活性化及び県と市町の風通しをよくするために、県と市町社会教育委員の交流機会の確保がきわめて重要である。

そして、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指すためには、学校・家庭・地域の各種団体等が連携することが求められる。現状では、学校において社会教育の意義があまり理解されていない。学校と地域が連携するためには、学校が地域のことを良く知り、積極的に地域に入っていく姿勢が望まれる。また、子どもたちが地域の行事等に積極的に参加できるような環境づくりも必要である。

また、地域の教育力向上のための行政を担当する部局の連携・協力が必要である。例えば、健康福祉部の放課後子どもプラン推進事業等の放課後児童対策関連事業と教育委員会の放課後子ども教室推進事業は、事業の目的は異なるが、子どもたちの放課後の居場所作りの取り組みという点では共通している。そこで、健康福祉部と教育委員会の連携・協力及び研修等の交流によりさらに地域の教育力を高める環境作りに貢献できると思われる。これは、国の行政が地域の教育力を高める取り組みについては文部科学省・厚生労働省、そして、青少年行政については内閣府というように、縦割となっていることに起因しているが、県及び市町のレベルでは、各担当部局が顔の見える関係を築きあげていくことで、事業効果を高めていくことができると思われる。是非、地方公共団体は実効性のある組織づくりに努めてもらいたい。学校教育だけが教育であるかのような考えを変え、学校教育は人生の限定された時期にかかわること、人間の一生が常に社会教育とかかわっていることから、国や県も社会教育の重要性を見直し、社会教育の強化に力を入れていくことが、今後の方向性として重要な課題である。

### 第3章 静岡県において考えられる新たな取り組みについて

#### 1 新たな取り組みを始めるにあたって

第1章で見たように、地域の状況はさまざまである。ただひとつ共通して言えることは、人々の生活が地域を中心に営まれ、コミュニティーが人々の生活に大きな影響を及ぼしていた頃と比べれば、地域が本来持っていた教育力は確実に低下している。人の繋がりが薄れることによって、地域で子どもを教育しようという意識は低下するだろうし、また、地域における教育の場も少なくなっている。

しかし、状況を改善しようと、市民団体や青少年団体等により新たな取り組みが生まれ始めている地域もある。一方、伝統的な組織の持つ教育力が、厳然として存在する地域もある。さらに、行政もさまざまな施策を実施して、成果が現れている地域もある。

地域の状況が様々であるため、画一的な手法で取り組みを実施しても、同様な効果を期待することは難しい。その地域の現状を十分に把握し、より効果のある手法を取る必要があるのではないだろうか。場合によっては、行政サービスの内容や程度が、地域ごとに平等ではなくなる可能性もある。行政は平等でなければならないという原則を考えると、疑問がないわけでもないが、低下し続けている地域の教育力を高めるためには、臆することなく対応することが求められる。

社会教育は、地域において青少年のために様々な活動機会や体験機会を与え、それらを通して、将来、社会に役立つ人になるように育むことが求められる。学校や習い事の場合だけではなく、地域の市民活動や伝統行事、各種団体の活動に参加することにより、多くの価値観や考え方に接する中で、青少年は自らを自立させることができるのだろう。そして、それは、直ちに結果が出たり、全ての青少年に共通して有効であったりするものではないので、一人ひとりが自分自身にあった場を見つけたり、気がついたら大きな影響を受けていたという状態を作り出す必要がある。

#### 2 地域の分析

まず、地域の現状を分析する事が求められる。地域の教育を支えるには、3本の軸があるのではないだろうか。

- (1) 地域住民等の連携 (2) 地域の教育に対する関心 (3) 行政のかかわり  
また、それぞれの地域を分析するにあたり、モノ・コト・ヒトの切り口があ

る。モノとは、ハード面である。公共のものや半ば公共のもの、民間のもの等の施設や設備がどれほど活用されているのか、社会教育に寄与しているのか等である。コトとは、結果として現れている事業である。その実態から、地域の状況を捉える事ができる。最後にヒトとは、地域の教育の担い手の実態を知ることである。この切り口をもって、次の3本の軸にもとづく分析をするわけであるが、実際の分析は、その地域の当事者である皆さんにしていきたい。

### (1) 地域住民等の連携

地域コミュニティーが人々の生活の中に大きな影響を持っていた頃は、地域の教育力が高かったとすれば、地域住民等の連携は、地域の教育力にとって重要な軸であると考えられる。その連携が強くなっていけば、自然と地域の子どもを見守ったり、諭したり、声を掛けたりして、子どもの社会性を養う場が増えていく。自治会等の組織の活動の様子、お祭等の伝統的な行事への参加の程度、地域社会が個人の生活に影響を与えている程度等を判断材料として把握しなければならない。単にアンケート的な聞き取り調査等では見えてこないものも多く、住民と時間をかけて話をしていく必要がある。

### (2) 地域の教育に対する関心

地域の教育を支えるために、教育の送り手の存在を十分に考慮しなければならない。教育の送り手は、個人であったり組織であったりする。どちらが重要と言うことはなく、双方ともに重要な役割を持っている。個人であれば時と場所を選ばずに、相手に合わせた教育をすることができるであろうし、組織であれば、個人より大きな情報やマンパワーによって、よりダイナミックに教育を行うことができるであろう。

地域には多くの組織が存在する。教育を目的としたものばかりではなく、他の目的を有するものもある。公共性を持った組織もあるし、趣味の延長線上にある組織もある。営利を目的とするものもある。活発な組織もあるし、名ばかりのものもある。組織そのものが地域にある場合もあるし、中心人物がその地域の住民である場合もある。恒常的なものもあるし、ある行事のためだけに存在するものもある。しかし、どの組織も意識の持ちようによって地域の教育力を支える存在となる。一貫した教育でなくとも、たとえ一時的なものであっても、子どもに対して社会性を養うための影響を与えることはできる。それはれっきとした社会教育である。そのことを踏まえて地域の現状を把握する必要がある。組織の形態ではなく、その組織が社会教育を行なう気持ちがあるかが重要なのである。

個人についても同様のことが言えるのではないだろうか。何か教育的な活動をしていなくても、毎朝、自宅の前を通学する小学生に声を掛けたり、道の花

壇を整備したり、一生懸命に何かをする姿を見せたりしている人も、地域の教育者であるといえるのではないだろうか。それらの視点からも地域の教育に対する関心の度合いを把握する必要がある。

### (3) 行政のかかわり

行政が地域の教育力にどのような影響を与えてきたのかを、把握したい。

例えば、地域の教育力に対しプラスの影響を与えていたのかあるいはマイナスの影響を与えていたのか。何をしてきたのか、何をしてしまったのか。継続的に関わってきたのか一時的だったのか。人の顔が見える付き合いだったのか、そうではなかったのか。今後、どの程度その地域に関わっていく覚悟があるのかなど、それらも十分に把握する必要がある。

## 3 各地域の取り組む方向性

三本の軸による分析をまとめると、仮ではあるが、地域の状況は下表の4通りなると考えられる。但し、表中の“強い・弱い”“高い・低い”などは、明確な尺度があるわけではない。相対的な評価でしかないことをご注意いただきたい。また、その中間も当然存在するのである。

A 地域住民等の連携が強い 地域の教育に対する関心が高い	B 地域住民等の連携が強い 地域の教育に対する関心が低い
C 地域住民等の連携が弱い 地域の教育に対する関心が高い	D 地域住民等の連携が弱い 地域の教育に対する関心が低い

### (1) Aの地域

この地域においては、行政は重要な役割を果たすべきでなく、地域の状況をいわば邪魔しないことが必要となる。しかし、いくら好ましい状況にあるといっても、その枠組みから外れてしまう子どもがいる可能性もあり、もっと新たな展開が生まれることも求められるので、適切な情報は伝えなければならない。

例えば、学校と地域の諸団体、又は社会教育施設との情報の共有化が良いのではないだろうか。インターネットや社会教育施設のみでなく地域内の諸施設への掲示、地域社会教育瓦版の回覧等が考えられる。

行政は影役に徹し、住民は今後とも活動の主役であることを認識する必要がある。ただ、地域の会合等において年に1回程度でよいので、教育に関心をより向けてもらう情報を提供する機会を確保する等を考慮する必要がある。

#### 求められる取り組み例

- ・地域の諸団体へ、情報提供をする。
- ・情報の共有化のための仕組みを作る。

### (2) Bの地域

この地域は、何かのきっかけで、地域のつながりを社会教育に向けてもらえれば住民主導で教育力が回復していくことが期待できる。最初にきっかけ作りを行政が担当し、地域の教育力の重要性を住民に伝えることができれば、その後は地域の強いつながりの中で、自主的に運営されていく可能性もある。

例えば、地域の諸団体の連携による教育力の向上等があげられる。行政は、地域に対して社会教育の重要性を伝える事に重点を置き、住民は、それを受け入れることが必要となる。その重要性を認識してもらえれば、行政は、連携を継続するエネルギーを長期にわたって必要としない。地域のキーマンとなる人物に対して社会教育、地域の教育力の意義と重要性を伝えることにエネルギーを掛けるべきである。

#### 求められる取り組み例

- ・地域の社会教育のキーマンとなりえる人物との連携を模索し、協力を依頼する。
- ・地域の諸活動に教育的視点を加えるように働きかける。

### (3) Cの地域

この地域は、伝統的な地域の繋がりではなく、NPOや各種団体等による社会教育の機会が提供されている。しかし、それらは有機的に繋がるのではなく、独自に活動している。その弊害として、各々の活動が参加者の募集に苦労したり、活動場所を確保できなかつたり、日程が重なつたりしている。地域のつながりが弱いため、住民間の連携でそれらを克服することができない。

地域に存在する様々な社会教育活動という資源は有効に活用すべきである。地域の各活動団体の同意を得た上でのことになるが、学校等で地域の活動を紹介し、様々な体験ができるようにする。その中で長期にわたって特定の活動に傾注することも良いし、様々な社会教育団体の体験をすることも良いであろう。

行政は、地域の活動との関係を密接に持ち、それぞれの社会教育団体の活動をよく理解する。住民は、その活動の受け皿として、今後とも活動していくことが必要である。

#### 求められる取り組み例

- ・学校等で、地域の社会教育の情報を提供する。
- ・地域の社会教育団体のネットワークを作る。
- ・地域の学校、社会教育団体、社会教育施設と間で情報の共有化を図る。

#### (4) Dの地域

おそらく、最近、このカテゴリーの地域が最も多くなっているのではないだろうか。この地域においては、先ず、地域づくりから進めなくてはならない。地域住民による自主的な改善を待っていたのでは、手遅れになる。また、行政の関わり方も一時的、短期的なものでは、その期間が終わると同時に、元の状態に戻ってしまう恐れが強い。

そこで、学校を中心にして、地域の中で長期にわたり活動していく専任の担当者が必要になる。学校を中心とする理由は、公的な教育をテーマにすれば、人が集まる可能性がある。むしろ、そうでもしなければ人が集まらない危惧があるからである。

しかも、組織を集めるだけでは、その連携は長続きしない。組織はそれぞれ別の目的があり、新たな取り組みを求めることは、負担感だけを与えることになってしまい、その組織が崩壊する恐れもある。そこで、組織ではなく、その中心となる人物を集めることに努力すると良い。個々の組織に新たな目的を持ってもらうのではなく、リーダーの影響力に期待した方が、組織全体が同じ方向を一瞬でも向いてくれる可能性がある。

さらに、連携組織が構築されても、基本的に地域の連携が弱いために、簡単にその組織は消滅してしまう。住民の自主的な運営を期待するには相当の期間と実績が必要となる。むしろ、当分は無理と腹をくくった方が良いかもしれない。行政の支援が切れれば、一瞬にして崩壊する。住民にはできるだけ負担感を与えず、楽しみながら、気楽に参加できるように負担が大きい業務は行政が担当しなければならないのかもしれない。

例えば、学校支援地域本部のような学校をハブとした地域との関係を築き、たとえ非常勤であったとしても専任者のコーディネーターを置き、その人物を中心にして相当期間にわたり学校と地域をつなぐ活動をすることによって、地域の教育力を向上させるとともに、地域づくりも行なう必要がある。学校の看板があれば地域に出て行くことは無理ではない。PTAのメンバーには自治会とのパイプを持っている人も少なくない。住民の中には、地域の教育に関心を持ってくれる人もいるはずである。少しずつ、じっくりと地域との連携を築いてほしい。

行政は、腰を据えて長期間にわたり地域に根付く施策を進める必要があり、住民は、地域で子どもを育てることの必要性を認識し、個より公という場面もあることを意識する必要がある。保護者の方で、教育に関心の無い人は、少ないであろう。それらの人々は、たまたま、このような地域に住んでしまったことを嘆くことなく、地域に期待する前に、自分自身の子も以外の子も達にも目を向けなければいけない事を自覚する必要がある。地域を変えていく方法は、その気になれば、いくらでも見つかるものである。

#### 求められる取り組み例

- ・地域との連携を職務とする職員を配置する。
- ・地域の諸団体へ積極的かつ長期的なアプローチを実施する。
- ・地域の方に、例えばゲストティーチャーのような依頼をする。
- ・PTAと地域との協働事業を実施してもらう。
- ・生徒や児童を、地域行事に積極的に参加させる仕掛けを作る。
- ・地域における学校支援者・支援団体等を確保する。
- ・確保した学校支援者・支援団体等と学校とのネットワークを作る。
- ・児童や生徒と地域との接点作りを進める。

#### 4 取り組みを続けること

行政が地域社会に関わっていくのには、長期的な戦略が必要である。地域の住民は、当然として相当期間そこに住むのであるから、国の方針や、事業の補助期間等によって、行政の対応に変化が生まれると、地域との協働は難しくなってしまう。また、無理にDの地域をAのようにしようとしても、おそらく地域住民はその変化を望まないであろうから、地域主権的な立場に立って、施策を立案する必要がある。また、住民もそれに応え、今以上に、地域に目を向けるべきである。地域の特性を良く把握し、さらにその変化を注視しながら、地域と関わるべきである。短期的に結果が現れるとは考えがたいが、長期的に考えれば、必ず静岡県全体の地域の教育力は向上し、より良い社会の実現が可能になるであろう。

## おわりに

本報告では、「子どもの成長を支える社会教育の役割～地域の教育力向上のために～」というテーマで、議論の背景や施策の現状をおさえつつ、すでに存在している事例を紹介しながら、施策の新たな展開に関して述べてきた。

社会教育は、学校教育と異なり、一律の方法がどこでも採用されるものではなく、地域の実情に応じて、さまざまな工夫が試みられ、住民相互の協力によって、そこでの最適な方策が講じられるという性格を持っていると考えられる。この報告では、そのような点を意識しながら、特定の方策を推奨するということは極力避けてきた。それぞれの地域で、この報告も参考にされて、それぞれ特徴を持った社会教育施策が展開されることが期待される。

そのためには、県レベルでの社会教育行政が、より充実されることが求められることは言うまでもない。社会教育行政が、教育行政の重要な一環として位置づけるためには、教育委員・教育長の社会教育に関する知識・認識・見識が問われることになる。また、教育委員会事務局において、社会教育に関心と理解を持つ人・職員が増える方策が考えられなければなるまい。継続性を持った、本質的な議論にも耐えられる施策が、自信を持って展開されるためには、職員に対する研修も充実させなければなるまい。単に表面的な、向こう受けを期待する事業等を実施するのではない、長期的な見通しを持った施策が展開される、その基礎を作っていくことが求められる。

教育委員会は、社会教育委員会に、個々の社会教育施策についての方向づけの議論を求めるだけでなく、社会教育行政のあり方そのものについて、実効性のある議論を求め、それをきちんと受けとめるという環境を整備していくことが、必要であろう。それでなければ、社会教育法の改正で社会教育関係団体への補助金支出のためには社会教育委員会議をおくことが必要であるという規制がはずされた現在、生涯学習審議会に代替させ社会教育委員の設置は不要であるという議論も早晚出てくるであろう。

教育委員会は社会教育委員の役割を再認識し、その活動に期待し、社会教育委員・社会教育委員会が役割を遂行できるような環境を整備することによって、静岡県における社会教育がより活性化することが望まれる。社会教育委員・社会教育委員会もこれまで以上に活動を充実させることを自らの課題としたい。



第31期静岡県社会教育委員 (任期：平成20年8月1日～平成22年7月31日)

	氏名	現 職	備考
1	おおたすみえ 太田澄恵	県国公立幼稚園長会(浜松市立赤佐幼稚園長)	
2	きたむらとしひろ 北村敏廣	(株)静岡新聞社代表取締役専務	WG委員
3	くらたたえこ 倉田榛子	NPO法人なろっぷスクール理事長	
4	すぎもとただしげ 杉本忠重	ボーイスカウト静岡地区コミッショナー	WG委員
5	すずきあきこ 鈴木亜希子	外国人児童生徒相談員	
6	すずきまこと 鈴木眞理	青山学院大学教育人間科学部教授	委員長 WG委員
7	すずき みどり 鈴木 緑	静岡県校長会(掛川市立中央小学校長)	
8	とよおかたけし 豊岡武士	静岡県公立高等学校PTA連絡協議会長	
9	にしむらみかこ 西村美佳孝	フリースクール「空」代表	WG委員
10	まつなが ゆみこ 松永由弥子	静岡産業大学情報学部准教授	WG委員
11	みうらせいこう 三浦靖幸	静岡県校長会(長泉町立長泉中学校長)	
12	みなみやまかずまさ 南山和聖	静岡県社会教育委員連絡協議会会長(沼津市社会教育委員 員長)	副委員長 WG委員座長
13	やまもとてるお 山本輝雄	(財)静岡県体育協会理事 スポーツ少年団本部長	
14	よしだたかこ 吉田隆子	NPO法人こどもの森理事長(日本大学短期大学部教 授)	
15	わたなべやすの 渡邊靖乃	静岡県PTA連絡協議会副会長	

WG委員は報告書作成のためのワーキンググループ委員

## 第31期静岡県社会教育委員会審議経過の概要

開催回	開催期日	審 議 内 容 等
第1回	H20. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長・副委員長の選出</li> <li>・ 審議題「子どもの成長を支える社会教育の役割～地域の教育力向上のために～」の決定</li> </ul>
第2回	H20. 11. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今期審議内容の方向性について</li> <li>・ 子どもを取り巻く社会環境・実態・現状について</li> </ul>
第3回	H21. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県の地域の教育力向上の推進施策について</li> <li>・ 今後の審議スケジュール等について</li> </ul>
第4回	H21. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の教育力について</li> <li>・ 平成21年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金について</li> </ul>
第5回	H21. 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の教育力について（他都道府県の報告書から考えられること、地域の教育力に関する取り組み事例の報告）</li> </ul>
第6回	H21. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の教育力について（地域の教育力に関する取り組み事例の報告）</li> <li>・ 第31期報告作成についての意見交換</li> </ul>
第7回	H21. 9. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の教育力について（ここ10年間の社会教育委員会の報告と県の施策について）</li> <li>・ 第31期報告作成についての意見交換</li> </ul>
第8回	H21. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31期報告の内容と方向性について</li> </ul>
第9回	H22. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31期報告の内容の検討</li> </ul>
第10回	H22. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31期報告内容の検討</li> <li>・ 平成21年度社会教育関係団体の事業概要及び補助金について</li> </ul>
第11回	H22. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31期報告内容の検討</li> </ul>
第12回	H22. 7. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第31期報告書(最終案)の内容について</li> </ul>

## ワーキンググループでの検討内容

開催回	開催期日	検 討 内 容 等
第1回	H21. 12. 10	・第31期報告の骨子について
第2回	H22. 2. 10	・報告（案）の検討について（報告書構成について、事例集について）
第3回	H22. 4. 16	・報告（案）の検討について（報告書の内容について、事例集について）

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

この印刷物は1,400部作成し、1部あたりの印刷経費は33.4円です。